新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

令和２年５月２７日現在

感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症に関し，令和２年１月３１日以降の累次にわたる閣議了解，新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて，法務省では，当分の間，以下のいずれかに該当する外国人について，出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第５条第１項第１４号に該当する外国人として，特段の事情がない限り，上陸を拒否することとしています（注１）。

「永住者」，「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する外国人（これらの在留資格を有さない日本人の配偶者又は日本人の子を含む。以下同じ。）が再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）により出国した場合であっても，原則として，特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となりますので（注２，３），上陸拒否の対象地域への渡航を控えていただくようお願いします。

特別永住者の方については，入管法第５条第１項の審査の対象となりませんので，上記の各措置により上陸が拒否されることはありません。

○　上陸の申請日前１４日以内に以下の国・地域における滞在歴がある外国人

- ア ジ ア：インド，インドネシア，シンガポール，タイ，韓国，台湾，中国（香港及びマカオを含む。），パキスタン，バングラデシュ，フィリピン，ブルネイ，ベトナム，マレーシア，モルディブ
- 大 洋 州：オーストラリア，ニュージーランド
- 北　　米：カナダ，米国
- 中 南 米：アルゼンチン，アンティグア・バーブーダ，ウルグアイ，エクアドル，エルサルバドル，コロンビア，セントクリストファー・ネービス，チリ，ドミニカ国，ドミニカ共和国，パナマ，バハマ，バルバドス，ブラジル，ペルー，ボリビア，ホンジュラス，メキシコ
- 欧　　州：アイスランド，アイルランド，アゼルバイジャン，アルバニア，アルメニア，アンドラ，イタリア，英国，ウクライナ，エストニア，オーストリア，オランダ，カザフスタン，北マケドニア，キプロス，ギリシャ，キルギス，クロアチア，コソボ，サンマリノ，スイス，スウェーデン，スペイン，スロバキア，スロベニア，セルビア，タジキスタン，チェコ，デンマーク，ドイツ，ノルウェー，バチカン，ハンガリー，フィンランド，フランス，ブルガリア，ベラルーシ，ベルギー，ポーランド，ボスニア・ヘルツェゴビナ，ポルトガル，マルタ，モナコ，モルドバ，モンテネグロ，ラトビア，リトアニア，リヒテンシュタイン，ルーマニア，ルクセンブルク，ロシア
- 中　　東：アフガニスタン，アラブ首長国連邦，イスラエル，イラン，オマーン，カタール，クウェート，サウジアラビア，トルコ，　バーレーン
- アフリカ：エジプト，ガーナ，カーボベルデ，ガボン，ギニア，ギニアビサウ，コートジボワール，コンゴ民主共和国，サントメ・プリンシ

ペ，ジブチ，赤道ギニア，南アフリカ，モーリシャス，モロッコ
※　下線は，４月２９日から追加された国（１４か国）
※　赤色は，５月１６日から追加された国（１３か国）
※　青色は，５月２７日午前０時（日本時間）から新たに追加された国（１１か国）

○　中国湖北省又は浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人
○　香港発船舶ウエステルダムに乗船していた外国人

（注１）出入国管理及び難民認定法（抄）
（上陸の拒否）
第五条　次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。
一～十三　（略）
十四　前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
２　（略）

（注２）
「永住者」，「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」又は「定住者」を有する外国人（これらの在留資格を有さない日本人の配偶者又は日本人の子を含む。以下同じ。）が再入国する場合は，以下のとおり，再入国許可により出国した日及び滞在歴のある地域により，特段の事情の有無を判断します。
①　４月２日までに再入国許可により出国した場合
○　原則として，特段の事情があるものとします。
②　４月３日から４月２８日までの間に再入国許可により出国した場合
○　上陸拒否の対象地域のうち，４月２９日から追加された１４か国（表の下線の国），５月１６日から追加された１３か国（表の赤色の国）又は５月２７日から新たに追加された１１か国（表の青色の国）に滞在歴があっても，原則として，特段の事情があるものとします。
○　その他の上陸拒否対象地域（表の下線や赤色・青色の国以外の７３か国・地域）にも滞在歴があるときは，原則として，特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。
③　４月２９日から５月１５日までの間に再入国許可により出国した場合
○　上陸拒否の対象地域のうち，５月１６日から追加された１３か国（表の赤色の国）又は５月２７日から新たに追加された１１か国（表の青色の国）に滞在歴があっても，原則として，特段の事情があるものとします。
○　その他の上陸拒否対象地域（表の赤色・青色の国以外の８７か国・地域）にも滞在歴があるときは，原則として，特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。
④　５月１６日から５月２６日までの間に再入国許可により出国した場合
○　上陸拒否の対象地域のうち，５月２７日から新たに追加された１１か国（表の青色の国）に滞在歴があっても，原則として，特段の事情があるものとします。
○　その他の上陸拒否対象地域（表の青色の国以外の１００か国・地域）にも滞在歴があるときは，原則として，特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。
⑤　５月２７日以降に再入国許可により出国した場合
○　原則として，特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となります。

（注３）
注２で上陸を許可する場合以外にも，特に人道上配慮すべき事情があるときなど，個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可する場合もあります。

・　個別の事情に応じて特段の事情があるものとして再入国を許可することのある具体的な事例（６月１２日現在）

連絡先：出入国在留管理庁出入国管理部審判課
電話：（代表）０３－３５８０－４１１１（内線２７９６）